

第 号
年 月 日

様

地方局長

住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

- 1 支給中断時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中断の理由 疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則 1 月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動等を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を〇〇〇〇（自立相談支援機関）に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大 2 年間です。2 年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して 50 日（当該審査請求をした日から 50 日以内に同法第 43 条第

3 項の規定により通知を受けた場合にあっては、70 日）を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。